



平成30年2月19日

かわしり
吉田町川尻区自治会を海岸協力団体に指定します！

～ 指定証の伝達式を開催します ～

静岡河川事務所では整備を進めている駿河海岸^{するが}および富士海岸^{かんばら}（蒲原工区）において、海岸で活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することによる活動の支援を目的に活動団体の募集を行いました。

今回、駿河海岸（川尻地先）にて、継続的に海岸清掃活動を行い海岸環境の維持に多大な貢献をしていただいている「吉田町川尻区自治会」より応募いただき審査の結果、駿河海岸で初の海岸協力団体として指定します。

海岸協力団体へは、静岡河川事務所長から「海岸協力団体指定証」の伝達を行います。

1. 日 時：平成30年2月21日（水） 10:00～
2. 場 所：国土交通省 静岡河川事務所 2階 会議室
（静岡市葵区田町3丁目108）
3. 指定団体名：吉田町川尻区自治会
4. 添 付 資 料：別紙1 指定団体の概要
別紙2 海岸協力の指定について
5. 配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ

【問い合わせ先】



国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所

副 所 長 松村 昭洋

海岸課長 土屋 郁夫

電 話 （054）273－9103

F A X （054）273－9216

※ 同様の内容は下記HP「記者発表」でご覧いただけます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/>

聞こえますか 山の声 川の声 海の声

指定団体の概要

かわしり

- 指定団体：吉田町川尻区自治会
- 所在地：静岡県榛原郡吉田町川尻1623
- 活動内容：昭和63年から駿河海岸（川尻地区）において、毎年継続的に海岸環境の維持に貢献するが
- 参加者：約150名が清掃活動に参加



主な活動範囲



海岸清掃の様子



津波に対する避難訓練



防災講話（津波）の実施状況

海岸協力団体制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。



平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体制度が創設されました。

□海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者(都道府県等)

申請

指定

法人または団体(NPO等)

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸環境の維持
(清掃活動)



希少種保護
(ウミガメの保護)



海岸植生の保護



調査研究、
環境教育活動 など

海岸法 第23条の4 (海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

□海岸協力団体に指定されると

- 海岸協力団体という法律上位置付けられた団体として指定されることで、社会的信用が向上し、円滑な活動の推進が期待されます。
- 海岸協力団体がその活動を行うにあたり、占用許可等、海岸管理者の許可が必要な場合に、海岸管理者との協議で足りることとなり、手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から、活動を行うにあたり必要な情報提供や助言等を受けることができます。